

個別延長給付のご案内

(平成26年4月1日以降に離職した方)

1 個別延長給付の対象となる方

倒産・解雇などの理由により離職された方（特定受給資格者）や期間の定めのある労働契約が更新されなかったことにより離職された方（特定理由離職者）のうち、以下の（１）～（３）のいずれかに該当する方であって、かつ、特に再就職が困難だと公共職業安定所長が認めた方は、個別延長給付の対象となり、所定給付日数分の支給後、給付日数が延長されます。

- （１）安定した職業に就いた経験が少なく、離職又は転職を繰り返している、受給資格に係る離職の日において45歳未満の方
- （２）雇用機会が不足する地域として指定された地域に居住する方
- （３）受給資格者の方の知識、技能、職業経験その他の実情を勘案して、公共職業安定所長が再就職支援を計画的に行う必要があると認められる方

※ 居住されている地域が、（２）の地域に該当するか否かは、ハローワークの職員までお尋ねください。

※ 「就職が困難な方」に係る所定給付日数になっている場合は、当初から所定給付日数が手厚くなっているため、個別延長給付の対象となりません。

2 個別延長給付の対象とならない場合

個別延長給付は、特に積極的に求職活動を行っている方が対象となります。

そのため、次の①～⑤のいずれかに該当する場合は、個別延長給付の対象となりません。

- ① 求職の申込みをした日から支給終了となる失業認定日の前日までの間において、求人への応募回数が次のア～クの回数に満たない場合

なお、応募書類を求人者に送付したが面接に至らず不調に終わった場合等も応募に該当します。

ア 所定給付日数が90日の方	3回	オ 所定給付日数が210日の方	7回
イ 所定給付日数が120日の方	4回	カ 所定給付日数が240日の方	8回
ウ 所定給付日数が150日の方	5回	キ 所定給付日数が270日の方	9回
エ 所定給付日数が180日の方	6回	ク 所定給付日数が330日の方	11回

※ 応募回数は認定日ごとに提出される失業認定申告書に記載された内容をもとに判断しますので、記載漏れのないようにお願いいたします。

- ② 所定の求職活動実績がないことで失業認定日に不認定処分を受けた場合
- ③ やむを得ない理由がなく、失業認定日に来所しなかったことにより不認定処分を受けた場合
- ④ 雇用失業情勢や労働市場の状況等から、現実的ではない求職条件に固執される方 等
- ⑤ 正当な理由なく、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと、指示された公共職業訓練を受けること、再就職を促進するために必要な職業指導を拒んだ場合

3 延長される給付日数

原則60日分延長されます。

ただし、雇用保険の被保険者であった期間が通算して20年以上かつ所定給付日数が270日又は330日である方は、30日分の延長になります。

4 その他

- （１）平成26年3月31日以前に離職した方につきましては、個別延長給付の対象となる要件等が異なりますので、ハローワークの職員までお尋ねください。
- （２）個別延長給付の対象となるか否かについては、所定給付日数分の受給を終える失業認定日に公共職業安定所の職員からお伝えいたします。



ご不明な点があれば、最寄りのハローワークまでお尋ねください。
厚生労働省 都道府県労働局 ハローワーク（公共職業安定所）

LL260401 保 06